

規 則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月二十五日

埼玉県教育委員会教育長 石 川 薫

埼玉県教育委員会規則第二十六号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「二千七百元」を「三千九百元」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和八年四月一日から適用する。